

イ 明渡しの促進等の措置が十分に実施されていないと認められる事業主体に対して技術的助言等が確実に行われるよう、収入未申告者に対する措置の実施状況を実態調査の対象に戻すこと。また、技術的助言等を行う基準等について改めて検討することとし、その際には、技術的助言等に加えて、法の規定に基づき事業主体から報告させることや実地検査を行うことについて検討すること

(注1) 高額所得者 公営住宅に引き続き5年以上入居していて、1か月当たりの収入が最近2年間連続して公営住宅法施行令で定める基準を超える高額の収入のある入居者

(注2) 収入超過者 公営住宅に引き続き3年以上入居していて、入居収入基準を超える収入がある入居者のうち高額所得者以外の者

(注3) 収入未申告者 事業主体が収入の申告を請求したにもかかわらず、応じなかった入居者

2 当局の処置状況

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 事業主体に対して6年4月に通知を発するとともに、同年6月に開催した事業主体の担当者を対象とする全国会議において当該通知の内容を説明することにより、明渡しの促進等の措置を適切に実施するようより一層の周知徹底を図った。また、明渡しの促進等の措置を効果的に実施するための手法について、高額所得者として認定してから明渡請求を行うまでの期間等を定めることや、他の公的資金による住宅に収入超過者が入居することができるようにあつせんする際の方針を定めることなどを示した資料を上記の通知に添付して事業主体に周知した。

イ 明渡しの促進等の措置が十分に実施されていないと認められる事業主体に対して技術的助言等が確実に行われるよう、5年度以降、収入未申告者に対する措置の実施状況を実態調査の対象に戻した。

一方、国土交通省は、5、6両年度に実施した実態調査において明渡しの促進等の措置を実施していないなどとしていた30事業主体に対して7年5月から6月までの間にヒアリングを実施しており、今後、当該ヒアリングの結果を踏まえて、技術的助言等を行う基準等を策定することとしている。そして、明渡しの促進等の措置が十分に実施されていないと認められる事業主体に対して、技術的助言等に加えて、法の規定に基づき報告させることや実地検査を行うことを検討することとしている。

(4) 公営住宅の除却事業における無断増築物の取扱いについて

(令和5年度決算検査報告401ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

国土交通省は、公営住宅法(昭和26年法律第193号)等に基づき、公営住宅の建設、除却等の事業を実施する地方公共団体に対して、社会資本整備総合交付金等(以下「交付金等」という。)を交付している。そして、公営住宅等整備事業対象要綱等によれば、既設の公営住宅を除却してこれに代わる新たな公営住宅を建設するなどの場合には、公営住宅の除却に係る事業(以下「除却事業」という。)を交付金等の交付対象とすることができるとされている。また、同法によれば、公営住宅の入居者は、公営住宅を整備して管理する地方公共団体(以下

「事業主体」という。)の承認を得たときを除き、公営住宅を増築してはならないとされている。そして、同省が作成して事業主体に周知している「公営住宅管理標準条例(案)」によれば、入居者が事業主体の承認を得ずに公営住宅を増築したときは、自己の費用で原状回復等を行わなければならないこととされている(以下、事業主体の承認を得ずに増築された建築物を「無断増築物」という。)

しかし、32 事業主体が実施した公営住宅の除却工事において、事業主体が、無断増築物の除却に係る費用を交付金等の交付対象事業費に含めて、これに係る交付金等の交付を受けている事態が見受けられた。

したがって、国土交通大臣に対して令和 6 年 9 月に、会計検査院法第 36 条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア 事業主体に対して、承認を得ずに公営住宅を増築している入居者を的確に把握して、原状回復等を行うように指導するなどの措置を講ずることにより、公営住宅の管理を適切に行うよう改めて周知徹底を図ること

イ 事業主体が公営住宅の除却事業の一環として無断増築物の除却を実施する場合であっても、無断増築物の除却に係る費用については原則として交付金等の交付対象とならないことなどを明確化して事業主体に対して周知すること

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 事業主体に対して 7 年 6 月に通知を発するとともに、同月に開催した事業主体の担当者を対象とする全国会議において当該通知の内容を説明し、事業主体が、承認を得ずに公営住宅を増築している入居者を的確に把握して、原状回復等を行うように指導するなどの措置を講ずることにより、公営住宅の管理を適切に行うよう改めて周知徹底を図った。

イ アの通知等により、事業主体が公営住宅の除却事業の一環として無断増築物の除却を実施する場合であっても、無断増築物の除却に係る費用については交付金等の交付対象とならないことを明確化して事業主体に対して周知した。